

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
新世代モバイル通信システム委員会（第10回）

－ 議事概要 －

1 日時

平成30年7月23日（月）14:30～15:15

2 場所

中央合同庁舎第2号館 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員等

森川 博之（主査）、三瓶 政一（主査代理）、岩浪 剛太、内田 義昭、江村 克己、  
大岸 裕子、田村 穂積、藤本 正代、藤原 洋、松井 房樹

（2）オブザーバ

浅野 弘明（パナソニック株式会社）、市川 武男（日本電信電話株式会社）、  
上村 治（ソフトバンク株式会社）、庄納 崇（インテル株式会社）  
新 博行（株式会社NTTドコモ）

（3）総務省

布施田 英生（電波政策課長）、豊嶋 基暢（基幹・衛星移動通信課長）、  
荻原 直彦（移動通信課長）、片桐 広逸（移動通信課企画官）、  
中川 拓哉（移動通信課課長補佐）

4 議題

（1）5G導入に係る周波数共用検討について

新氏（オブザーバ）及び事務局より、意見募集の結果を踏まえて追加で実施した共用  
検討の内容について説明がなされた。また、以下の意見交換があった。

藤原専門委員：基地局の設置を回避することで、干渉を低減させることができるのは分か  
るが、5Gのサービスをどのように行うのか。

新氏（オブザーバ）：あるメッシュ内の干渉が極端に大きくなり、基地局の設置を出来な  
い場合、他のメッシュ内の基地局から電波を発射することでサービスエリアを確  
保することが考えられる。このとき、公共業務用無線局と5G用の基地局の位置  
関係を上手く利用することが重要である。

上村氏（オブザーバ）：スライド p. 7における基地局の不要発射の強度が-24dbm/MHz の場合、主波の影響が大きくなることで、不要発射の強度が-14dbm/MHz の場合より設置可能数が減少するという点だが、この点について、改めて御教授頂きたい。

新氏（オブザーバ）：不要発射の強度が-24dBm/MHz の場合、不要発射の強度は抑えているが、主波の値は抑えられていない。そのため、不要発射からの影響（帯域内干渉）はほとんど無いが、主波からの影響（帯域外干渉）が大きくなることで、結果として干渉が大きくなり、設置可能基地局数が減少する。

上村氏（オブザーバ）：帯域外干渉も考慮した除外しきい値の値を変えることによって、設置可能な基地局数が変わるという理解でよいか。

新氏（オブザーバ）：そのとおりである。

上村氏（オブザーバ）：事務局から提出された概要資料 p. 46 におけるマクロセル基地局の設置可能局数に関する記載について、例示として 1,000 局というのは少ないため、書きぶりについて修正した方が良く考えている。

事務局：新氏より説明頂いた干渉検討結果を基に 1,000 局と記載させて頂いたが、あくまで目安としての検討である。また結果のとおり、フィルタの設定や除外しきい値等を調整することで、基地局数を増やすことは出来るかと考えているが、今回は代表値としてこの値を資料から引用してきたという経緯がある。仮にどの程度の基地局数が妥当であるとお考えであるかお考えがあれば御教授頂きたい。

上村氏（オブザーバ）：設置可能局数はフィルタや基地局の設置場所等の調整により変化するものであり、干渉検討結果として記載の設置可能局数が 8,000 局程度の場合の条件でも実現性としては妥当であると考えている。

事務局：数千局程度という記載を追記させて頂くのも一案として挙げられるかと思うが、この件については森川主査にご相談させて頂き、書きぶりを検討させて頂きたい。

森川主査：本件については、条件によって設置可能局数が変わるという点についての書きぶりの問題であるため、事務局と調整しながら決定させて頂きたい。

三瓶主査代理：基地局設置回避というのは、実際に運用する場合、どのタイミングで判断するのかについて御教授頂きたい。

新氏（オブザーバ）：被干渉局の運用者との調整によるところであるが、一例として、3.4/3.5GHz 帯については、衛星の地球局とのシミュレーションを実施し、設置可否を判断している。

## （2）委員会報告（案）に対する意見募集の結果について

事務局より、意見募集の結果に対する考え方について説明がなされた。また、以下の意見交換があった。

森川主査：Cバンドの衛星の受信設備については保護の対象外ということで良いか。

事務局：そのとおりである。電波法第 56 条第 1 項の規定に基づき、電波天文等の指定する受信専用設備に関しては保護の対象となるが、その他の受信専用設備について

は保護の対象とならない。

森川主査：過去の経緯について御教授頂きたい。

事務局：電波天文等については、時期は不明なるも比較的前から保護の対象としている。  
非常に低い受信電力を受信することで観測業務を行うため、保護の対象とした経緯がある。

(3) その他

事務局より、次回日程等については別途連絡する旨案内があった。

以上